

# 資料 2

府中市要綱第66号

府中市福祉計画検討協議会設置要綱を次のように定める。

平成19年 4月20日

府中市長 野口 忠直

## 府中市福祉計画検討協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、府中市福祉計画の策定に当たり、府中市福祉計画検討協議会(以下「協議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、市長の依頼に応じ、府中市福祉計画の策定に関する事項について検討し、及び協議し、その結果を市長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 府中市福祉のまちづくり推進審議会の委員
- (3) 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会の委員
- (4) 府中市障害者計画推進協議会の委員
- (5) 府中市次世代育成支援行動計画推進協議会の委員
- (6) 福祉、医療又は保健に係る団体の推薦する者
- (7) むさし府中商工会議所の推薦する者
- (8) 府中市自治会連合会の推薦する者
- (9) 府中市立小中学校PTA連合会の推薦する者
- (10) 公募による市民

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による依頼を受けた日から第2条の規定による報告の日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。
- 5 会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部地域福祉推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成19年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、第4条に規定する委員の任期が満了する日をもって、その効力を失う。
- 3 府中市地域福祉計画等検討協議会設置要綱は、廃止する。